

相模原市宮齋場長寿命化改修・運営事業
設計施工一括契約書
(案)

相模原市

令和 8 年 7 月 31 日修正版

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
設計施工一括契約書

		契約番号											
1 業務の名称		相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業における施設改修業務											
2 対象施設		相模原市営斎場（所在地：相模原市南区古淵5丁目26番1号）											
3 請負代金額		十億			百万			千			円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額													
4 業務期間		契約日 令和 年 月 日 （議決日） から令和13年3月31日まで											
5 支払の条件	前払金	☐ 有 設計業務については当該業務に係る請負代金額の30%以内 建築改修業務については当該業務に係る請負代金額の40%以内 （ただし、 年度 は除く。） （中間前払金 ☐ 有 建築改修業務について当該業務に係る請負代金額の20%以内 ☐ 無 ☐ 無（第35条・第36条・第37条・第41条全文削除）				6 契約の保証		☐ 現金 ☐ 有価証券 ☐ 銀行等、保証事業会社の保証 ☐ 公共工事履行保証証券 ☐ 履行保証保険 ☐ 免除（第4条全文削除）					
						7 契約不適合責任期間		第54条のとおり					
	部分払	☐ 有 第42条第4項のとおり ☐ 無（第38条全文削除・第42条（中間前払金有の場合を除く。）全文削除）				8 支給材料		第15条のとおり					
						9 火災保険等		第57条のとおり					
10 相模原市公契約条例		☐ 対象 ☐ 対象外（第59条・第60条・第61条・第62条・第63条・第64条・第65条・第66条全文削除）											
11 解体工事に要する費用等		☐ 必要 別紙のとおり ☐ 不要（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事でない。）											
12 継続費等		☐ 該当 ☐ 非該当（第40条・第41条・第42条全文削除）											
13 その他		☐ 第40条第1項の支払限度額 令和 年度 円				☐ 第40条第2項の出来高予定額 令和 年度 円				☐ 第41条全文削除			
		令和 年度 円				令和 年度 円				☐ 第42条全文削除			
		令和 年度 円				令和 年度 円							
14 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 注 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。													

上記の業務について、発注者相模原市と受注者【設計企業名】、【改修工事企業名】及び【工事監理企業名】及び【火葬炉企業名】で構成される共同企業体●は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、発注者が受注者その他の者との間で令和____年____月____日付で締結した相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業基本契約書（その後の変更を含む。以下「基本契約」という。）と、【SPC名】をして市との間で締結される相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業指定管理協定書（その後の変更を含む。以下「指定管理協定書」という。）を遵守させることを内容とする基本契約第4条に基づく契約と不可分一体として本事業に係る事業契約を構成する。

また、受注者は、別紙1として写しが添付された共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年相模原市条例第22号）の規定に基づく相模原市議会の議決があった場合に本契約とする。

ただし、受注者が本契約締結までの間に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合、又は相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた場合には、この契約は解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、発注者に損害を生じたときは、受注者がこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、発注者、及び受注者を代表して●が各自1通を保有し、●以外の受注者はその写しを保有する。

令和8年●月●日

収 入

印 紙

発注者 ： 相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市
市長 本村 賢太郎

受注者 ： 【 共同企業体名称 】
 (代表企業)
 [住所]
 [企業名]
 [代表者]

 (構成員)
 [住所]

[企業名]

[代表者]

(構成員)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、基本契約及び入札関連書面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、入札関連書面及び設計図書（別紙2に掲げる図書について要求水準書第3の2（7）の定めるところに従って発注者の承諾が得られたものをいい、第18条、第19条その他別段の合意により変更された場合には、変更後のものをいい、当該図書において該当の基準、仕様、規定、記載等がない場合において、入札関連書面に該当の基準、仕様、規定、記載等があるときには、入札関連書面のものをいい、それらの全部又は一部に重複してある場合には、それらの適用の優劣は第3項の定めるところに従う。以下同じ。）を内容とする設計施工一括契約書をいう。以下同じ。）を履行（要求水準書において示された各業務又はこれらを上回るサービスとして提案書類によって提案された業務並びにこれらの付随関連業務の履行を含むものとする。以下同じ。）しなければならない。

2 この契約書における用語の定義は、この契約書で別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、基本契約の別紙1の定義集のとおりとする。

3 この契約書、基本契約及び入札関連書面の各書類との間に齟齬又は矛盾若しくは抵触がある場合、この契約書、基本契約、入札説明書、要求水準書、入札説明書等に対する質問及び回答書、提案書類、その他の入札関連書面の順にその解釈が優先する。ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準を超えている又は厳格な若しくは望ましい場合には、当該部分については、提案書類が要求水準書に優先する。また、発注者の承諾が得られた設計図書と、この契約書、基本契約及び入札関連書面の各書類との間に齟齬又は矛盾若しくは抵触がある場合は、当該設計図書が優先するものとする。なお、発注者の承諾が得られた設計図書、この契約書、入札関連書面を構成する書類間において齟齬がある場合において本項本文及びただし書で優劣を定められないときは、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。

4 受注者は、施設改修業務（以下「本業務」と総称する。）を設計・工事監理・改修工事期間（以下、この契約書において「業務期間」という。）内にそれぞれ完了し、又は実施し、これらの業務の目的物及び成果物（本施設並びに設計図書及び改修完成図書その他のこの契約に基づいて受注者から引き渡されることが入札関連書面に定められた情報、書類、図面、プログラム（著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。以下同じ。）、データベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。以下同じ。）等を含み、以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、当該各業務の請負代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。

5 設計、仮設、施工方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び入札関連書面に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、申入れ及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、当該指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、この契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、横浜地方裁判所に行うものとする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、当該共同企業体の各構成員は、受注者の発注者に対する損害賠償義務、違約金支払義務その他この契約に基づく義務の履行について連帯してその責に任ずる。また、当該共同企業体が解散した場合も、各構成員は連帯してこの契約において受注者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。
- 16 受注者は、入札関連書面に記載された情報及びデータ（閲覧資料を含む。）のほか、この契約締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の実施その他この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、入札説明書、要求水準書その他発注者の提供資料の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

（関連工事の調整）

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 受注者は、本事業が本施設の供用を継続しながら、本施設の改修工事を行う事業であり、この契約に基づき本施設の改修工事の施工中に本施設の指定管理者が本施設の管理を適正に実施しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、本施設の改修工事の施工中においても、入札関連書面に従い、本施設の火葬炉の稼働を確実にしなければならない。受注者は、本業務における各業務（工事の設計及び施工を含むが、これらに限られない。本項において同じ。）のそれぞれにおいて本施設の指定管理者（SPCに限られない。本項において同じ。）との間で積極的に意見交換を行い、利用者の利便性の向上等の公共サービスの向上及び本施設の管理の効率化、修繕・更新を踏まえた事業全体のライフサイクルコストの低減を考慮した本業務における各業務の実施その他この契約を履行するとともに、この契約に

基づき着工前及び竣工時において入札関連書面に従って排ガス等の検査（性能試験を含むが、これに限られない。以下同じ。）の実施及び結果報告を行うなど本施設の引渡しの完了前でも、稼働準備業務の実施はもとより、指定管理者による本施設の管理に協力するものとする。この場合において、受注者の実施する本業務と、本施設の指定管理者が行う本施設における業務とが、その実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、受注者は、本施設の指定管理者との間で、受注者の費用及び責任で適切に調整を行い、受注者による本業務の実施並びに本施設の指定管理者による本施設における適正な業務の実施の連携を図って相互に協力してこれらを円滑に進捗せしめ、本事業の目的を実現し、発注者及び本施設の利用者等に損害を被らせないものとする。

- 3 受注者は、基本契約に基づき配置する総括責任者並びにこの契約に基づき設置する監理技術者及び主任技術者をして、入札関連書面に従い、本施設の指定管理者が配置する本施設の総括責任者及び業務責任者（SPCが指定管理協定に基づき配置する予定者を含む。）との間で認識を共有させ、連絡・調整を行わせるものとする。
- 4 受注者は、入札関連書面に従って本施設の改修工事に必要となる解体工事を実施する。この場合、受注者は、次の各号の定めその他入札関連書面の別段の定めに従う場合を除き、撤去、解体・仮設工事に必要なものは、市と協議の上で実施しなければならない。

（１）アスベスト除去

ア 改修工事に先立ち、アスベスト含有建材使用状況についての事前調査を行い、調査の結果を市に報告する。なお、当該事前調査は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係わるクロスチェック事業）」により認定されるA又はBランクの認定分析技術者によって行わせなければならない。

イ アスベスト建材が使用されている室は、飛散の危険性に合わせて適切な処置を行った上で解体する。

ウ 処理方法については、市と協議の上、「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」等に基づき適正に処理を行い、石綿の飛散防止対策等の実施内容について掲示を行う。なお、エントランスホール床材のモルタルに含まれるアスベストについては、改修工事に影響する部分や一部解体が必要な箇所については、上記に従い適切に処理する。ただし、改修工事の範囲に影響を及ぼさずかつ利用者への安全性に問題がないと市が判断した箇所については、残置することができる。

（２）ダイオキシン類除染

ア 火葬炉設備の解体は、事前にダイオキシン類が付着しているか調査を行い、付着が認められた場合、ダイオキシン類の除染を実施してから解体工事を実施する。

イ 熱交換器、電気集塵機、再燃焼炉及び煙道についてはダイオキシン類が付着している可能性があるため、解体工事には万全の注意を払うものとする。

ウ 作業に当たっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び関係法令等を参考とし、ダイオキシン類の拡散防止に努める。

（業務工程表及び内訳書）

第3条 受注者は、入札関連書面に基づいて、設計業務着手に先立ち詳細工程表を含む業務計画書（以下「設計業務計画書」という。）を、本施設の改修工事の着手に先立ち詳細工程表を含む施工計画書（以下「施工計画書」という。）を、また、入札関連書面に定める期限までにその他の工程表・計画書等（工事監理業務に係る業務計画書を含み、設計業務計画書及び施工計画書と総称して、以下「業務工程表」という。）をそれぞれ作成の上、発注者に提出し、入札関連書面に定めるところに従いその確認を得なければならない。

2 受注者は、この契約書を変更する場合においては、変更後の業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

3 受注者は、入札関連書面に定めるところに従い、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成して発注者に提出しなければならない。

4 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

5 業務工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（適正な労務費の確保等）

第3条の2 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

（1） 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

（2） 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

（1） 前項第1号の支払に関する書面

（2） 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業に関する法律」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社

をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第47条の5第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が第37条の規定による前払金の使用や部分払等によってもなお本業務の実施に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権等の帰属）

第5条の2 成果物（第39条第1項に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下この条から第5条の6までにおいて同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（以下「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

第5条の3 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる設計業務の成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は、次の各号に掲げる設計業務の成果物の利用を発注者以外の第三

者に許諾してはならない。

(1) 設計業務の成果物を利用して本施設を完成すること。

(2) 前号の目的及び本施設の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計業務の成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本施設の利用を許諾する。

(1) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 本施設を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第5条の4 受注者は、発注者に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 本施設に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第5条の5 受注者は、成果物に係る受注者の著作権等を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第5条の6 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、本業務を構成する各業務についてその全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が入札関連書面において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が入札関連書面において指定した軽微な部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 4 受注者は、前各項の定めるところに従って本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするにあたり、「相模原市ががんばる中小企業を応援する条例（平成25年相模原市条例第44号）」の趣旨を踏まえ、本事業の実施により地域の活性化に資するよう努める。

（受任者・下請負人の通知）

第7条 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、受任者又は下請負人（第1次及び第2次以降すべての受任者又は下請人を含む。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項を、あらかじめ発注者に通知しなければならない。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- （1）当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- （2）発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、入札関連書面に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、この契約に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人若しくは管理技術者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - (4) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示等については、入札関連書面及び設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（管理技術者及び主任担当技術者）

- 第9条の2** 受注者は、入札関連書面の定めるところに従い、設計業務及び工事監理業務の各業務の技術上の管理及び統括をつかさどる管理技術者並びに建築、構造、電気設備及び機械設備の各分野における当該業務の技術上の統括をつかさどる各主任担当技術者をそれぞれ定め、その氏名その他必要な事項をそれぞれ発注者に通知しなければならない。入札関連書面の定めるところに従いこれらの者を変更したときも同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務及び工事監理業務の各業務の管理及び統括を行うほか、請負代金額の変更、業務期間の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく当該業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 主任担当技術者は、設計業務及び工事監理業務の各業務の実施に際し、自らの担当分野における当該業務の技術上の統括を行うものとする。
- 5 各主任担当技術者は、資格要件を充たすときは、兼務可能とする。管理技術者及び主任担当技術者は、これを兼ねることができない。また、工事監理業務の管理技術者は、設計業務の管理技術者と同一の者であってはならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、入札関連書面の定めるところに従い、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に置き、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。入札関連書面の定めるところに従いこれらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。)及び監理技術者(同条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。)。また、同条第3項本文に該当する場合は専任の技術者とする(ただし、監理技術者については、監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。))。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、業務期間の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく建築改修業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人及び主任技術者等(主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。)は、資格要件を充たすときは、これを兼ねることができる。

(事前調査)

第10条の2 受注者は、設計業務に着手するに際して、本施設及び本施設の劣化調査に係る既存の資料に関して、設計業務の実施の前提となる本施設の状態を把握するための調査(本施設の外装タイル等の全面打診等、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に規定される点検を含む。以下「受注者事前調査」という。)を行うものとする。

- 2 受注者は、受注者事前調査の結果に基づき、設計業務を実施するものとする。

(許認可及び届出等)

第10条の3 受注者は、第3項の規定による場合を除き、本業務を実施するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履践その他の手続を完了するものとする。受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。

- 2 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は、受注者による前項に規定する許認可の取得及び届出の履践その他の手続に必要な資料の提出等について協力するものとする。
- 3 発注者が本業務に関連して許認可の取得又は届出の履践その他の手続を行う必要がある場合であって、発注者が受注者に対して協力を求めた場合、受注者は、発注者による許認可の取得及び届出の履践その他の手続に必要な資料の提出等について協力するものとする。

(履行報告)

第11条 受注者は、この契約に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事監理)

第11条の2 受注者は、建築基準法の定めに従い、建築改修業務の着手の前に工事監理者を設置するものとする。受注者は、工事監理者をして、自らの責任において、工事を設計図書と照合させ、それが設計図書のとおりに実施されているか確認させなければならない。

- 2 受注者は、工事監理者をして、建築改修業務の着手前に業務工程表を発注者に提出させ、発注者の確認を得なければならない。
- 3 受注者は、工事監理者をして、発注者があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告させなければならない。また、発注者は、受注者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、受注者は、工事監理者をして、受注者を通じて必要に応じ、発注者に対し、工事監理の状況を報告させるものとする。
- 4 受注者は、工事監理者をして、発注者が実施する本施設の改修工事の完成確認検査の2週間前までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を発注者に提出させ、発注者の確認を得させなければならない。要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、設計着手時から施工段階の経緯が分かる書式で作成するものとする。

(業務関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、管理技術者又は現場代理人がその職務（主任技術者等と兼任する現場代理人にあっては、主任技術者等の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者は、主任担当技術者又は主任技術者等（現場代理人を兼任する主任技術者等を除く。）その他受注者が本業務の実施に際して使用している受任者、下請負人又は労働者等でその職務の執行又は本業務の実施につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計業務に係る検査、提出及び確認)

第12条の2 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、設計業務完了届及び設計業務の成果物を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、入札関連書面に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(入札関連書面等と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務)

第12条の3 受注者は、設計業務の内容が入札関連書面又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り、業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、入札関連書面及び設計図書に定めるところによる。入札関連書面及び設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、入札関連書面及び設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、入札関連書面及び設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、入札関連書面及び設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて入札関連書面及び設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、入札関連書面及び設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写

真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(設計貸与品等、支給材料及び貸与品)

- 第15条** 発注者が受注者に設計業務のために貸与し、又は支給する図面その他設計業務に必要な物品等（以下「設計貸与品等」という。）、並びに施設改修業務のために支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、入札関連書面及び設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が入札関連書面及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該設計貸与品等、支給材料若しくは貸与品に代えて他の設計貸与品等、支給材料若しくは貸与品を引き渡し、設計貸与品等、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該設計貸与品等、支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代

金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、設計貸与品等、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、入札関連書面及び設計図書に定めるところにより、設計業務の完了、工事の完成又は入札関連書面及び設計図書の変更等によって不用となった設計貸与品等、支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により設計貸与品等、支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用方法が入札関連書面及び設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の使用等)

第16条 受注者は、本施設に係る事業対象地（以下「工事用地」という。）を改修工事の実施に際して使用することができる。

- 2 受注者は、工事用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本施設の改修工事の完成等によって工事用地が不用となった場合において、当該工事用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(入札関連書面・設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が入札関連書面及び設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り、業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が入札関連書面及び設計図書に適合しない

と認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、設計業務(受注者事前調査を含む。)の実施又は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 入札関連書面を構成する各書面が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 入札関連書面に誤謬又は脱漏があること。

(3) 入札関連書面の表示が明確でないこと。

(4) 設計業務の履行上の制約、本施設の改修前の状態、施工上の制約等、入札関連書面又は設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件又は施工条件と実際の履行条件又は工事現場が一致しないこと。

(5) 入札関連書面及び設計図書で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、入札関連書面又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、入札関連書面を訂正又は変更する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、入札関連書面又は設計図書を訂正又は変更する場合で本施設の改修箇所・改修仕様の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、入札関連書面又は設計図書を訂正又は変更する場合で本施設の改修箇所・改修仕様の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 発注者は、前項第2号及び第3号の規定に基づく入札関連書面又は設計図書の訂正又は変更を検討するに際して、受注者に対し、第1項第4号又は第5号に該当する事実に基づき必要となる対応の内容及び費用の増加額並びに本業務の内容のうち変更可能かつ費用が削減できる項目の変更内容及び費用の減少額をまとめた書面を作成することを要求することができ、受注者は、かかる要求を受け次第速やかに、当該書面を作成の上、発注者に提出しなければならない。

発注者は、当該書面の内容に合理的に満足しない場合、受注者に対して当該書面の変更、訂正又は差替を要求することができ、受注者は、当該要求に速やかに対応しなければならない。

- 6 第4項の規定により入札関連書面又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(入札関連書面及び設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、入札関連書面及び設計図書の変更内容を受注者に通知して、入札関連書面及び設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本業務に係る受注者の提案)

第19条の2 受注者は、入札関連書面又は設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対し、当該発見又は発案に基づき入札関連書面又は設計図書の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、入札関連書面又は設計図書の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により入札関連書面又は設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(本業務の中止)

第20条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰することができないものにより成果物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本業務を実施できないと認められるときは、発注者は、本業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受注者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により本業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が当該本業務の続行に備えて工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該本業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い業務期間の禁止)

第21条 発注者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、本業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による業務期間の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により業務期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に業務期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。発注者は、その業務期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による業務期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮・変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の変更方法)

第24条 業務期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が業務期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が業務期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、業務期間内でこの契約書締結の日（議会の議決により本契約となった日をいう。以下同じ。）から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、別紙3に示す物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約書締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第27条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他本業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第28条** 成果物の引渡し前に、成果物又は工事材料について生じた損害その他本業務の実施に

関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 本業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合を除き、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に、不可抗力により、成果物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「成果物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（成果物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の本業務に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1）成果物に関する損害

損害を受けた成果物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における施設改修業務の成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える入札関連書面又は設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条、第34条又は第44条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるとき（発注者が、第18条第5項に基づき作成された書面の内容に沿った本業務の内容変更及び費用削減を行うことを選択した場合を含む。）は、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて入札関連書面又は設計図書を変更することができる。この場合において、入札関連書面又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、入札関連書面及び設計図書に従い、速やかに、自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、自主検査（なお、受注者は、自主検査の結果に応じて、必要な修補を行わなければならない。）及び本施設開館に必要な試運転等を実施し、その内容を発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、前項に基づく通知後、速やかに、改修完成図書等を発注者に提出の上、入札関連書面及び設計図書に従って発注者に完成確認検査の申入れをしなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による完成確認検査の申入れを受けたときは、当該申入れを受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、入札関連書面及び設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための完成確認検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければ

ならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の途中において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第3項の完成確認検査によって工事の完成の確認を受けた後、令和13年3月31日までに、本施設を発注者に引き渡さなければならない。
- 7 発注者は、第3項に定める完成確認検査による工事の完成確認後、本施設の引渡しを受けた場合には、請負代金を受注者に対して支払うものとする。
- 8 受注者は、工事が第3項の完成確認検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして第1項から第3項まで及び第5項から前項までの規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第3項（同条第8項後段の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）の完成確認検査に合格し、同条第7項の要件を充たす場合には、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を相模原市指定金融機関において支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付があるときは、併せて返還するものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第3項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から完成確認検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第6項の規定による引渡し前においても、本施設の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。この場合、発注者は、使用する部分の出来形検査を行い、合格した後に使用するものとする。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により本施設の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工事完成期限を保証期限とする保証事

業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務については当該業務に係る請負代金額の10分の3以内の、建築改修業務については当該業務に係る請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。なお、受注者は、工事監理業務については前払金の支払いを発注者に請求できないことを確認する。

- 2 前項の請求は、この契約書締結の日から20日以内にしなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書締結時に中間前払金を選択した場合においては、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約書記載の工事完成期限を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建築改修業務に係る請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、この契約書締結時に部分払を選択した場合においては、中間前払金を請求することができない。なお、受注者は、設計業務及び工事監理業務については中間前払金の支払いを発注者に請求できないことを確認する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる要件に係る発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があった日から直ちに認定を行い、受注者の請求があった日から7日以内に当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
 - (1) 業務期間の2分の1を経過していること。
 - (2) 業務工程表により業務期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 6 受注者は、請負代金額が10分の2以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が10分の2以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を請負代金額が増額された日から30日以内に返還しなければならない。
- 9 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当

であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 10 発注者は、受注者が第7項及び第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない業務期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）を建築改修業務及び設計業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（本業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 受注者は、本施設の改修工事の完成前に、出来形部分（ただし、設計図書等の設計業務の成果物に係る出来形部分を除く。以下本条において同じ。）並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては入札関連書面で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（出来高金額）の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、この請求は各会計年度につき第42条第4項において定める回数を超えることができない。ただし、第35条第4項の規定により中間前払金を選択した場合においては、部分払を請求することはできない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来高検査申請書を発注者に提

出し、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、入札関連書面及び設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 $\leq$ （第1項の請負代金相当額 $\times 9/10$ ）－（前払金額 $\times$ 第1項の請負代金相当額 $\div$ 請負代金額）
- 7 部分払金の額は、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39条 本施設について、発注者が入札関連書面において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「本施設」とあるのは「指定部分に係る本施設」と、同条第7項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、第33条第2項後段を除き、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額－{(前払金額＋中間前払金額) $\times$ 指定部分に相応する請負代金の額 $\div$ 請負代金額}－指定部分に相応する支払い済みの部分払金の額

（支払限度額等）

第40条 この契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度

額」という。)は、この契約書記載のとおりとする。

- 2 前項の支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、この契約書記載のとおりとする。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(前金払の特則)

- 第41条** この契約の前金払については、第35条中「この契約書記載の工事完成期限」とあるのは「この契約書記載の工事完成期限（工事完成期限の属する会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「この契約書締結の日」とあるのは「市長が通知した日（この契約書を締結した会計年度にあっては、この契約書締結の日）」と、「業務期間」とあるのは「当該会計年度」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約書を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が入札関連書面に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
 - 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が入札関連書面に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。
 - 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
 - 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(部分払の特則)

- 第42条** この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 第38条第1項ただし書きの規定にかかわらず、第35条第4項の規定により中間前払金を選

択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求することができる。

- 3 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔請負代金相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 $\times$ （当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度中間前払金額） $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

- 4 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和9年度：●回

令和10年度：●回

令和11年度：●回

令和12年度：●回

（第三者による代理受領）

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本業務を中止した場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が当該本業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に

履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第46条 受注者の責めに帰すべき事由により業務期間内に本業務を完了することができない場合においては、発注者は、違約金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても当該本業務に着手しないとき。
 - (3) 業務期間内に本業務が完了しないとき又は業務期間経過後相当の期間内に本業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 第9条の2第1項又は第10条第1項に規定する者を設置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項本文の場合において、発注者は、解除により受注者に損害があっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

- (4) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を除却した上で再び建設しなければ、この契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) この契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第47条の3 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、市排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第47条の4 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これら

の命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の損害賠償請求等）

第47条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 業務期間内に本業務を完了することができないとき。

(2) 成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第47条、第47条の2、第47条の3又は第47条の4の規定により、本施設の改修工事の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第47条、第47条の2、第47条の3又は第47条の4の規定により本施設の改修工事の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 本施設の改修工事の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰するこ

とができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第2項の場合（第47条の3又は第47条の4の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第47条各号又は第47条の2各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第47条又は第47条の2の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第49条 発注者は、本施設の改修工事が完成するまでの間は、第47条、第47条の2、第47条の3、第47条の4及び第66条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第50条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）第19条の規定により入札関連書面又は設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- （2）第20条の規定による本業務の中止期間が6月を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の損害賠償請求等）

第50条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- （1）第50条又は第50条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能で

あるとき。

- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

- 第51条** 第50条又は50条の2各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第50条又は50条の2の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

- 第52条** 発注者は、この契約が本施設の改修工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第47条の2、第47条の3、第47条の4、第47条の5第3項又は第66条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第49条、第50条又は第50条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が本施設の改修工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が本施設の改修工事の完成前に解除された場合において、設計貸与品等又は貸与品があるときは、当該設計貸与品等又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該設計貸与品等又は貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本施設の改修工事の完成前に解除された場合において、工事用地に受

注者が所有又は管理する調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受注者又は下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第47条の2、第47条の3、第47条の4、第47条の5第3項及び第66条の規定によるときは発注者が定め、第49条、第50条又は第50条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本施設の改修工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他不正行為による賠償の予定）

第53条 受注者は、第47条の4各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本施設の改修工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）第47条の4第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

（2）第47条の4第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者が当該超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約不適合責任期間等）

第54条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第6項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金

の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の遅延利息）

第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（相殺）

第56条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

（火災保険等）

第57条 受注者は、施設改修業務及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等に関して、設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これらに

準ずるものを含む。以下この条において同じ。)を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、施設改修業務及び工事材料等に関して、第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第58条** 受注者は、この契約の履行に当たって、市排除条例第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(台帳)

- 第59条** 受注者は、相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号。以下「公契約条例」という。)第8条第1号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を作成しなければならない。
- 2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(対象労働者への周知)

- 第60条** 受注者は、次に掲げる事項を、この契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、公契約条例第6条に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)に周知しなければならない。
- (1) 対象労働者の範囲
 - (2) 公契約条例第6条に規定する労働報酬下限額
 - (3) 公契約条例第9条の規定による申出をする場合の申出先
 - (4) 公契約条例第9条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。

(対象労働者からの申出に対する対応)

- 第61条** 受注者は、対象労働者から公契約条例第9条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働報酬の支払い)

- 第62条** 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては公契約条例第8条第5号に規定する基準額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができ

るようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(立入調査等)

第63条 受注者は、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め、又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第64条 受注者は、公契約条例第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第59条から第62条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

(公表)

第65条 発注者は、第59条から前条までに規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第8条第9号に定める事項を公表することができる。

(発注者の解除権の特則)

第66条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 受注者が、第64条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(あっせん又は調停)

第67条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任担当

技術者又は主任技術者等その他受注者が本業務を実施するために使用している受任者、下請負人、労働者等の本業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第68条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付すことについて協議するものとする。

2 前項に規定する協議に基づき、審査会の仲裁に付す場合においては、発注者及び受注者は、この契約とは別に仲裁合意書を取り交わすものとし、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第69条 この契約において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第70条 この契約書の条項について発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙 1

設計施工共同企業体協定書の写し

別紙２ 設計図書（第１条第１項関係）

【要求水準書に基づき、発注者と受注者が協議の上記載する。】

別紙3 請負代金額の変更方法（第26条第3項関係）

【入札説明書別紙2に基づき記載する。】